

法務

個人の利益相反に関する方針

承認

作成者 :

Merry Dietrich

グローバルコンプライアンスのプログラム主任

責任者 :

電子承認済*

Yulia Bhonsle

最高コンプライアンス責任者代理

承認者 :

電子承認済*

Nathan Harsch

副社長 兼 最高コンプライアンス責任者

* 電子承認記録は経営管理システム (BMS) で認証されています。

目次

目的	3
範囲	3
COI の定義と例	3
COI アンケートプロセス	5
取り締まりの実施と懲戒処分	6
プライバシーおよび個人情報の処理	6
記録保持	6
参考資料	7
改訂概要	7
付録 A - 米国エネルギー省 (DOE) が出資するプロジェクト	8

目的

この「個人の利益相反に関する方針 (「COI 方針」)」の目的は、個人の利益相反について定義し、それらの利益相反が当社にもたらす可能性のあるリスクを評価し、特定の **Westinghouse** 従業員を対象とする定期的な利益相反アンケート (「COI アンケート」) のデータの収集、選別、検討、処分のためのプロセスを文書化することです。COI 方針では、利益相反プログラムの管理に関連すべての業務機関の役割および記録保持要件についても説明しています。

範囲

COI 方針は、**Westinghouse Electric Company LLC** および **Westinghouse Electric UK Holdings LTD**、それらが完全所有または管理する子会社および合弁企業、ならびに、それらが所有もしくは管理するか、またはそれらの経営陣が監督する世界中のすべての組織単位のすべての取締役、幹部、従業員、および請負業者に適用されます。また、当社の役員および取締役会にも適用されます。**Westinghouse** は、請負業者、コンサルタント、サプライヤー、仲介業者 (代理店など)、および当社と協力して、または当社の代わりに業務を行うその他のビジネスパートナーに対し、当社のグローバル倫理規範および (COI 方針をはじめとする) 主要なコンプライアンス方針を遵守することを期待します。COI 方針をはじめとする主要なコンプライアンス方針は、**Westinghouse** が株主総会での議決権の過半数を所有する合弁会社および/または **Westinghouse** が管理する合弁会社にも適用されます。¹

COI の定義と例

Westinghouse は、倫理的かつ誠実にビジネスを行うことを信念としています。そのような信念から、**Westinghouse** の評判と財務の完全性は従業員の独立性に依拠しています。つまり、従業員は **Westinghouse** の最善の利益のためにすべての決定を行い、行動するものとし、**Westinghouse**、その顧客企業、その他のビジネスパートナーにとって正しいことを、個人の利益が妨げることが決してないようにならなければならないということです。

Westinghouse の利益のために客観的なビジネス上の意思決定を行う私たちの仕事や能力を妨げるような、業務以外の個人的な利益、関係、活動を許可することは、**利益相反** になります。この利益相反は、当社の評判と誠実性を損なうことになるため、避ける必要があります。利益相反があるように見えるだけでも、不適切な行動をとっていると思われることがあるかもしれません。しかし、多くの利益相反は、すみやかに開示され、適切に管理されれば、回避または対処することができます。

Westinghouse では、利益相反をいくつかの異なるカテゴリに分けておおまかに定義しています。それらは、次のとおりです。**実際の利益相反** (実際に存在している利益相反に従業員が直面している場合)、**潜在的な利益相反** (従業員が利益相反をもたらす状況に陥っているか、または陥る可能性がある場合)、および **認識上の利益相反** (実際にはそうでなくても、利益相反があるように見える状況に従業員が陥っているか、または陥る可能性がある場合)。家族、親しい友人、または恋愛の相手との個人的な関係が、**Westinghouse** のために行う私たちの判断や意思決定に影響を与えてはならず、影響を与えているように見えるだけでもいけません。副業および/またはコンサルタント業務を含め、外部組織の業務に従事することが、**Westinghouse** のために行う私たちの判断や意思決定に影響を与えてはならず、影響を与えてい

¹ **Westinghouse Government Services** は、この利益相反方針の有効性を確保するため、適切な管理が遵守され、実施されるようにする責任を負います。

法務

個人の利益相反に関する方針

るように見えるだけでもいけません。したがって、私たちは、このような関係において、実際の利益相反、潜在的な利益相反、および認識上の利益相反を避けなければなりません。

利益相反につながる可能性のある職場での行動をすべて列挙することはできませんが、一般的なものとして、いくつかの例を以下に記載します。

注：以下に記載されている状況については、それが実際の利益相反、潜在的な利益相反、または認識上の利益相反を示すものであるとは思われない場合でも報告する必要があります。

- **雇用**：従業員の家族または個人的に親しい関係にある者が Westinghouse、顧客企業、サプライヤー、ベンダー、または競合他社の従業員である場合、あるいは従業員の家族が顧客企業、サプライヤー、ベンダー、または競合他社の所有権を持っている場合は、利益相反が発生する可能性があります。従業員が家族または個人的に親しい関係にある者を (直接または間接的に) 監督する場合、あるいは家族または個人的に親しい関係にある者について他の何らかの雇用決定 (面接、採用、昇進、懲戒決定を含む) を行う場合にも、利益相反が発生する可能性があります。監督関係の有無を問わず、親族が当社で働いている場合も、利益相反と認識される可能性があります。
- **雇用 — 政府関連**：公共/政府機関 (政府が所有/管理する公益事業関連の機関を含む) から Westinghouse に転職する従業員については、就職前に特定の COI 要件/プロセスに準拠することが必要になる場合があります。過去 3 年以内に公職/官職に就いたことがある、現在公職/官職に就いている、または公職/官職に就く予定のある Westinghouse の新入社員および現社員は、その事実を開示する必要があります。
- **贈答品、接待、旅行、娯楽**：贈答品、接待、娯楽、または旅行 (「GHT」) の授受の際に利益相反が発生する場合があります。Westinghouse では、適度かつ常識的な範囲での GHT は通常業務の一環として認識されます。したがって、Westinghouse と取引関係を持つとすると、または既に持っている第三者との GHT の授受は、すべて、本方針、BMS-LGL-16「グローバル倫理規範」、BMS-LGL-11「贈収賄防止および汚職防止方針」、BMS-LGL-22「贈答品、接待、および旅行に関するグローバル方針」に従うものでなければなりません。Westinghouse に開示されていないすべての GHT は、従業員の COI アンケートで開示する必要があります。
- **社外への投資**。経済的利益が従業員の判断に直接的もしくは間接的に影響を与える、または影響を与えるように見える場合に、利益相反が発生する可能性があります。たとえば、当社のサプライヤー、顧客企業、もしくは競合他社と顕著な金銭的利害関係を持つこと、またはそれらから報酬 (手数料、料金、サービス、あらゆる種類の支払い) を受け取ることは、Westinghouse にリスクをもたらす可能性があります。顕著な金銭的利害関係とは、5%以上の株式持分 (ミューチュアルファンドまたは他のプールタイプのファンドで保有されている株式は含まない) または当社の純資産の 10%以上を保有することと定義されています。また、過去 2 年以内の任意の時点で Westinghouse の従業員、サプライヤー、ベンダー、顧客企業、または競合他社との間に貸借関係があった場合は、その事実も開示する必要があります。
- **営利団体/非営利団体での役員就任**：²通常、従業員が営利団体/非営利団体の役員会もしくはその他の経営組織に参加するか、またはその任務を継続する場合は、当社の承認が必要になります。これには、経営陣とグローバルコンプライアンス組織による承認が含まれます。

² この方針は、ほとんどの非営利の市民団体、慈善団体、または宗教的団体の役員会については、従業員が役員に就任しても、通常は、Westinghouse との潜在的な利益相反を引き起こすことにはならないという認識に基づいています。Westinghouse の従業員が非営利団体の役員を務めることが、Westinghouse のこの「個人の利益相反に関する方針」で概要を示すガイドラインと意図に

- **社外雇用/コンサルティングサービス** : 従業員が Westinghouse の製品またはサービスに関連する競合他社、顧客企業、またはサプライヤーと副業を行うこと、それらの企業の業務を行うこと、またはそれらの企業の役員、取締役、コンサルタントを務めること、あるいは、従業員が個人事業や他の事業に従事することは、利益相反につながる可能性があります。Westinghouse では、従業員が勤務時間中に副業やコンサルティング業務を行うことは許可されていません。また、従業員は、Westinghouse の業務以外の目的で Westinghouse の備品 (ノートパソコン、携帯電話、モニターなど) を使用してはなりません。
- **組織の利益相反および公共事業契約** : 公共機関/政府機関が出資する事業の請負入札を行う場合、該当のプロジェクトに従事する Westinghouse の従業員およびビジネスパートナーは、組織の利益相反 (公共機関/政府機関の判断またはそれらの機関への助言を偏らせる可能性がある、企業としての利害が、請負業者にある状況) を特定および開示し、そのような紛争に対処するか、または紛争を回避する責任を負います。さらに、それらの契約について「本来の行政業務 (inherently governmental functions)」の履行を確約することは、多くの場合、禁止されているため、同じく開示することが必要となります。それらの業務は、公務員による遂行を必要とするものとして「公共の利益に密接に関連する」業務であると定義されています。そのような活動の例として、請負業者が行政機関の方針決定に関する助言を行うことや、調達業務に関与することが挙げられます。それらは、特に、従業員の個人の利益相反に関するリスクをもたらします。従業員の個人の利益相反に関するリスクを特に高めるものとされているその他の活動として、「相談および支援サービス」業務ならびに「管理および運営」業務があります。従業員は、このセクションの規定に従い、公共事業契約に関する組織の利益相反 (および個人の利益相反) をすべて報告する必要があります。
- **サプライヤーからの個人的な割引** : サプライヤー、サービスプロバイダー、または顧客企業からの個人的な割引やその他の特別待遇は、通常は受け取らないものや同僚が受け取らないものである場合は、利益相反となる可能性があります。
- **米国エネルギー省 (DOE) が出資するプロジェクトへの参加** : 公共機関/政府機関が出資する事業の請負入札を行う場合、該当のプロジェクトに従事する Westinghouse の従業員およびビジネスパートナーは、組織の利益相反だけでなく重大な経済的利益相反も特定および開示する責任を負います。米国エネルギー省 (DOE) が出資するプロジェクトに関する報告要件の詳細については、付録 A を参照してください。

COI アンケートプロセス

米国公正労働基準法の適用対象となっている月給制の従業員 (作業現場で働く者を除く) および後方部門の従業員は、全員、雇用時に COI アンケートの回答を提出する必要があります。さらに、それらの従業員はアンケートの回答を以下のように更新する必要があります。

- (a) グローバルコンプライアンス部門が管理する COI アンケートを通じて毎年、または
- (b) 以前に提出した COI アンケートの回答の変更が必要となる新たな状況または状況の変化が発生した場合。

照らして潜在的な利益相反を発生させる可能性がある場合、従業員は、そのような任務への参加また任務の継続について、経営陣およびグローバルコンプライアンス部門に伝えて承認を受ける必要があります。

法務

個人の利益相反に関する方針

その他の従業員、請負業者、およびビジネスパートナーは、現時点では雇用/採用時または年次の COI アンケートへの回答を要求されていませんが、重大な利益相反が発生した場合は、該当の情報を適時に開示する義務を負います。

開示されたすべての実際の利益相反、潜在的な利益相反、および認識上の利益相反については、グローバルコンプライアンス・法務組織が審議を行い、利益相反に該当するかどうか判断します。利益相反に該当すると判断された場合は、リスクに応じて、利益相反をそのまま承認するか、条件付きで承認するか、拒否するかに分かります。グローバルコンプライアンス部門は、従業員、その上司、および人事部門と協力して、適切な対応を決定します。利益相反が特定されたからといって、それは必ずしも、会社によって拒否されたり、従業員の役割の範囲に影響を与えることを意味するものではありません。また、従業員が懲戒の対象となることを意味するものではありません。従業員には決定が通知され、管理者および人事部門と協力して、推奨事項に対処する必要があります。

開示および確認された利益相反および適用される補完条件については、すべて、少なくとも 1 年に一度見直しが行われ、その情報が依然として正確であり、関連するリスクを軽減するための管理戦略が引き続き適切かつ効果的であることが確認されるものとします。

取り締まりの実施と懲戒処分

Westinghouse では、この COI 方針への違反が判明した者に対して懲戒処分が課せられます。懲戒処分は、違反内容に応じて決定され、法律で認められている範囲において、解雇を含みます。開示されていない利益相反および/または既知の不正行為もしくは不正であると疑われる行為を報告しない場合も、法律で認められている範囲において、解雇を含めた懲戒処分の対象となることがあります。

プライバシーおよび個人情報の処理

利益相反の開示に伴う個人情報 (GDPR (一般データ保護規則)(EU) No. 2016/679 などの特定のデータ保護法で定義されている「個人データ」を含む) は、適用される法的要件を厳格に遵守し、当社の個人データ保護およびプライバシー方針 (BMS-LGL-105) に準拠して、処理および管理されるものとします。COI に関する開示によって収集された個人情報は、適用される方針および手続き、法律、または規制当局もしくはその他の当局からの法的要請に準拠していることを監視および確認する目的でのみ処理されます。

記録保持

利益相反が存在すると判断された場合、適用される条件を文書化および実行するため、COI の関連記録が保持されます。この記録が保持される期間は、適用法で認められる最大期間までです。平均的な保持期間は 7 年になりますが、国によっては保存期間の短縮が法律で認められている場合があり、それに従って調整されることがあります。COI に関するすべての記録は、個人データ保護とプライバシーに関する方針に従って管理されます。

法務

個人の利益相反に関する方針

参考資料

BMS-LGL-16 グローバル倫理規範

BMS-LGL-11 贈収賄防止および汚職防止方針

BMS-LGL-22 Westinghouse の贈答品、接待、および旅行に関するグローバル方針

BMS-LGL-105 個人データ保護とプライバシーに関する方針

改訂概要

版数	改訂箇所	改訂内容
0.0	全体	初版
1.0	全体	方針全体の改訂
2.0	範囲 COI アンケートプロセス 記録保持	版数
3.0	COI の定義と例	版数
4.0	COI の定義と例の条項を編集	追加内容：副業および/またはコンサルタント業務を含め、外部組織の業務に従事することが、 Westinghouse のために行う私たちの判断や意思決定に影響を与えてはならず、影響を与えているように見えるだけでもいけません。
5.0	全体	方針全体を見直して編集。新しい COI カテゴリとして次の項目を追加。「雇用 — 政府関連」、「組織の利益相反および公共事業契約」、「サプライヤーからの個人的な割引」
6.0	付録 A	付録 A を追加
7.0	全体	年次方針見直し
8.0	COI の定義と例	年次方針見直し、「雇用 — 政府関連」と「DOE が出資するプロジェクトへの参加」を更新

付録 A 米国エネルギー省 (DOE) が出資するプロジェクト

ここをクリックすると、米国 [DOE の利益相反に関する暫定方針 \(DOE Interim Conflict of Interest Policy\)](#) の全文を確認することができます。

「重大な経済的利益」に関する報告要件の概要を以下に示します。

政府の落札裁定に基づいて関与するすべての研究者は、研究者の責任に関連すると思われる、研究者ならびに研究者の配偶者および扶養子にとっての実際または認識上の「重大な経済的利益」がある場合は、直ちに報告するものとします。かかる「重大な経済的利益」には以下のものが含まれます。

- I. 国外または国内の上場事業体に関しては、情報開示前の 12 か月間に事業体から受け取った報酬の額と開示日の時点における事業体に対する出資持分の価値が合計で 5,000 ドルを超えた場合、重大な経済的利益が存在するものとみなされます。この定義の目的上、報酬には、給与および給与とは認識されない業務報酬 (たとえば、コンサルティング料、謝礼金、有料著者権など) が含まれます。出資持分には、公開価格もしくは公正市場価値に対するその他の合理的な基準に従って価値が決定される株式、ストックオプション、またはその他の所有権が含まれます。
- II. 国外または国内の非上場企業に関しては、情報開示前の 12 か月間に事業体から受け取った報酬の額が、別途その時点のもの、保留中のもの、またはその他の援助として開示されていない限り、合計で 5,000 ドルを超える場合、あるいは研究者 (または研究者の配偶者もしくは扶養子) が出資持分 (たとえば、株式、ストックオプション、その他の所有権など) を保有している場合、重大な経済的利益が存在するものとみなされます。
- III. 知的財産権および利益 (たとえば、特許、著作権など)(かかる権利および利益に関連する収入を受け取った場合)

米国エネルギー省の利益相反に関する暫定方針では、「**研究者**」を以下のように定義しています。

- 研究者とは、役職や肩書に関係なく、DOE が出資するプロジェクトまたは DOE が出資を提案するプロジェクトの目的、計画、実施、または報告に関する責任を負う主任研究員 (PI) およびその他の者のことを言う。DOE プログラム事務局は、DOE が出資するプロジェクトまたは DOE が出資を提案するプロジェクトの目的、計画、実施、または報告に関与するすべての者も含めるように定義を拡大する裁量権を有する。かかる拡大は、該当する出資機会の発表および/または資金援助裁定の契約条で規定される。